

第6章 保存管理

第1節 保存管理の方法

第1項 保存管理の基本方針

史跡を適切に保存管理するための方針を以下のように設定する。

1 各要素や地区ごとの適切な保存管理

多田銀銅山遺跡は、生産遺跡として史跡指定された遺跡であるが、その範囲内には役所関連遺跡、生産遺跡、生活遺跡、流通遺跡等複数の要素から構成されている。したがって、性格の異なる諸要素の実態等に則した保存管理を行う。そのために、各要素や地区ごとの適切な保存管理の方法を示すものとする。

2 現状変更に対する取扱方針、基準

土地所有者や管理者等（以下、「所有者等」という。）が史跡を円滑に保存管理するために、今後予想される現状変更に対する取扱方針を示すとともに、地区毎に行為の内容に応じた具体的な取扱い基準を示すものとする。

3 史跡としての適切な保存範囲等の検討と歴史的景観の保全

史跡の本質的価値を保存し、かつ良好な状態で継承していくために、史跡外に広がる重要遺構等の追加指定や史跡内外の公有化への考え方を検討し、合わせて周辺環境の保全に努め、歴史的景観の維持を検討する。

第2項 管理団体と所有者等の保存管理

猪名川町は平成28年（2016）2月3日に管理団体の指定を受けた。史跡の管理については、管理団体による管理及び復旧として文化財保護法第113条、第115条、第116条、第117条及び第118条に定められている。

また、管理団体がある場合を除く所有者等による管理及び復旧としては、法第119条及び第120条に定められている。

以下に管理団体である猪名川町と所有者等が行う管理行為について示し、次項で具体的な保存管理の方法を示すこととする。

第3項 保存管理の具体的な方法

多田銀銅山遺跡を適切に保存管理するための具体的な方法としては、大きく「管理」と「復旧」がある（表36）。保存管理にあたっては、要素の内容や状況等に応じて必要な管理や復旧策を講じるものとする。

なお、表36に示す維持管理以外の措置については、原則として現状変更の行為の対象となることから、応急的な措置を講じる必要があるもの以外については、今後、策定する整備基本計画等に基づき、計画的に実施する必要がある。

表 36 保存管理の具体的な方法

管理	保存・管理	維持管理	点検	史跡の本質的価値を構成する諸要素、保護に有効な要素の施設等の見守り、保守点検等
			維持的措置	清掃・除草・水やり等の維持的措置の範囲としての軽微な補修
		保存施設	史跡の標識・説明板・境界標識・囲さく・保護覆屋等の設置	
	防災	防災施設		木材等可燃性の建造物等の火災防止のための防火施設等
耐震等の補強		建造物の構造補強等		
急傾斜地等の崩落防止		急傾斜地等への土留施設等の設置		
病虫害防除		木造建造物や樹木の病虫害防除等の被害防止措置		
復旧	遺構保存	保存処理	文化財が劣化および風化等することの進行防止や速度低下のための処理を施すこと	
		保存環境の改善	遺構保護の観点から覆土や土砂の撤去、植物の伐採・植栽等の管理、排水等水処理施設の設置等	
	修復	保存修理	き損、劣化、風化または破損している遺構をもとの材料及び工法を用いて以前の状況に復旧すること	
		復元修理	保存処理の一部が欠失または改変によって価値が低下した遺構の一部を復元すること	

第4項 対象とする要素と保存管理の主体

1. 保存・管理

(1) 維持管理

対象とする要素：史跡地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上および地下遺構、遺構と一体となった構成要素）およびその保存施設、文化財保護活用施設（史跡隣接地の施設が多田銀銅山悠久の館）等の史跡の保護に有効な要素

保存管理の主体：法に基づき管理団体が主体となって行う。公開に供されているものまたは公益的な機能を有するものについては、管理団体が目的に応じた維持管理を行うが、軽微な補修等を伴う維持的措置については、原則として所有者等によって実施する。

(2) 防災

対象とする要素：史跡地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上および地下遺構、遺構と一体となった土地）およびその保存施設、文化財保存活用施設（史跡隣接地の施設である多田銀銅山悠久の館なども含む）等の史跡の保護に有効な要素

保存管理の主体：遺構に直接かかわることについては管理団体が行う。本質的価値である遺構と一体となった土地の保全のための防災対策については、所有者等と管理団体が協議の上、実施する。

2. 復旧

(1) 遺構保存

<保存処理>

対象とする要素：史跡の本質的価値を構成する要素

保存管理の主体：管理団体が各種調査等検討を踏まえたうえで実施する。

＜保存環境の改善＞

対象とする要素：史跡の本質的価値を構成する要素

保存管理の主体：遺構に直接かかわることについては、管理団体が行う。

(2) 修復

対象とする要素：史跡地内の史跡の本質的価値を構成する要素（地上及び地下遺構、遺構と一体となった土地）。

保存管理の主体：各種調査等検討を踏まえたうえで、遺構に直接かかわることについては管理団体が行う。金山彦神社については、原則として所有者等が実施する。

第5項 保存管理の具体的な内容

1. 管理

(1) 保存・管理

＜維持管理＞

維持管理は遺構等の保存環境を一定の状態で維持する基本的な方法であることから、要素の内容等に応じて実施の頻度を決定する。維持管理の行為としては、点検と維持的措置がある。

■ 点検

- ・ 日常的点検は、所有者等が公開・活用されている本質的価値を構成する諸要素および文化財周辺の見回りによって、保存状況に変化が見られないか等の点検を行う。
- ・ 定期的点検では、管理団体が所有者等の協力を得ながら史跡指定地全域周辺を含めた詳細な保存状況の点検を実施するとともに、各種法令に基づいた保守点検を実施する。また、経年的な風化・劣化等がみられる遺構については管理団体が変位調査等を行い、必要な保存措置のためのデータを蓄積する。
- ・ 臨時的点検は、自然・人為的災害や事故が生じた際に、管理団体が所有者等とともに指定地内および指定地内外の保存・活用関連施設の現状の確認のために行う。

■ 維持的措置

- ・ 維持的措置とは、清掃・除草・水やり等の通常管理行為、建造物等軽微な補修・改善等の維持的行為、災害時等の応急的措置等をいう。
- ・ 所有者等が行う日常的な維持的措置としては、清掃、植物の除草・水やり等である。
- ・ 管理団体が行う日常的な維持的措置としては公開施設の施錠等が挙げられる。
- ・ 定期的な維持的措置としては、除草・剪定・病虫害防除等の植物管理、木造建造物の防腐防蟻処理等の内容に応じて所有者等が必要な措置を行う。
- ・ 災害や事故等による大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、管理団体と所有者等が協議の上、本格的な復旧策（「現状変更届」や「き損届」の対象）を講じる。

■ 保存施設

- ・ 管理団体は史跡の内容を周知し、文化財保護意識の啓発を図るために、標識、説明板等を適切な位置に設置していく。
- ・ 説明板や標柱等の更新・新設に際して管理団体は、点在する史跡を有機的に関連づける統一した

デザインを用いるとともに、史跡景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。

(2) 防災

- ・青木間歩は管理団体が落盤等の事故に備えての安全対策を十分に講じるとともに、継続して公開施設の日常、定期的な安全点検等を実施する。
- ・露頭掘跡、内部を公開していない間歩・坑道については原則として所有者が安全点検等を実施する。
- ・瓢箪間歩や台所間歩など見学路等公開しているものについては、人的災害や遺構の保存の上からも管理団体が所有者と協議の上、必要に応じて立入防止柵等を設置する。既存の柵等については定期点検等に基づき、必要に応じて原則として所有者等が主体となって修理や更新を行う。
- ・山側からの水により、遺構が侵食される可能性があるため、所有者等は既存の護岸等の防災施設は定期的点検に基づき排水施設の清掃等による機能の維持を図る。更新に際しては、史跡の景観に調和した工法等についても検討する。
- ・木造の建造物や樹木の病虫害防除についても、定期的な維持管理行為の中で所有者等により計画的に実施し、被害の発生防止・予防に努める。

2. 復旧

(1) 遺構保存

<保存処理>

- ・金山彦神社境内石造物等の劣化の進行防止や速度低下のための薬剤塗布・注入等による強化処理等は、必要に応じて管理団体が行う。
- ・煉瓦等の建材については、管理団体がモニタリングを含めた各種調査に基づき、修理方法等を決定し、必要に応じて計画的に実施する。

<保存環境の改善>

- ・鉦山閉山後に、自生、植栽された遺構上の植物については、根の伸長等によって遺構に損傷を与える恐れがあるものは、所有者等と協議のうえ、管理団体が除去する。また、遺構の顕在化を図るために密生した木竹については、場所毎に取扱いを検討する。
- ・斜面地の安定化のため、管理団体が必要に応じて植栽等による環境改善を検討する。
- ・土砂の堆積に伴い、遺構に損傷を与える恐れがある場合は、管理団体が土砂の撤去を行い、必要に応じて露出部分の保存処理等も検討する。
- ・遺構周辺に繁茂する木竹類で、遺構の保存に影響を与える恐れがあるものについては、管理団体が所有者と協議を行い、必要に応じて伐採等による保存環境の改善を図る。

(2) 修復

- ・堀家製錬所跡煙道等の近代の建造物については、管理団体がモニタリングを含めた各種調査とその成果を反映した整備計画に基づき、必要に応じて管理団体が保存修理または復元修理を計画的に実施する。
- ・遺構の一部が失われた石垣や近代の建造物のうち、復元修理を行うことによって残存遺構のより確かな保存が図られる場合や史跡の正しい理解を得る上で効果が大きい場合、歴史的景観の復元が望ましい場合は、所有者や管理者と協議のうえ十分な資料調査等に基づき管理団体が復元修理

を検討する。

第6項 要素別保存管理

1. 史跡の本質的価値を構成する諸要素

史跡の本質的価値を構成する諸要素は、表36の保存管理の方法で示した維持管理を基本として現状を維持し、遺構等の状況に応じて、保存施設の設置、各種防災策、遺構の保存策、遺構の修復といった方法で適切に保存管理を行う。なお、要素別の保存管理の方法については、以下のように取り扱う。

(1) 地上遺構

① 土塁、平坦面等の造成地形

- ・地形の凹凸や地表上に認められる地割等の跡といった土の遺構であることから、特に脆弱であり、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じる恐れがあるため、点検に基づき、小規模な崩落や土砂の堆積等については早期に維持的措置で対応する。
- ・経年的に植物が繁茂し、木竹類が生育、侵入すると遺構が損傷することから、除草等の植物管理をする。
- ・本格的な復旧が必要な際には、遺構の状況等に応じて適切な手法を検討する。

② 石垣、石造工作物・構造物

- ・石垣としての構造体を維持することが重要であり、孕みや緩み等が生じていないかの点検を重点的に行う。天端や積石間に実生木の萌芽等がみられた場合は、石垣の破損の原因になるため、早期に除去する。
- ・小規模な破損は維持的措置で対応し、本格的修理が必要な際には、破損状況調査等に基づき、復旧する。
- ・近代の石垣や橋の基礎などの石造工作物・構造物は、護岸（河川）、法面、橋梁、建物基礎等の多くの箇所にみられるため、破損の進行の程度等を観察し（モニタリング）、必要に応じて計画的に復旧する。

③ 石造物（金山彦神社建造物等石塔類）

- ・日常的・定期的な維持管理によって現状を維持する。石造物の劣化の原因となる苔類の付着が認められる場合は、維持的措置として定期的に除去する。
- ・石材の風化や劣化が生じた際には、必要に応じて薬剤等による強化、撥水等の保存処理を行う。

④ 木造建造物（金山彦神社建造物）

- ・維持的措置として、必要に応じて病虫害防除を行う。
- ・部材の破損等には維持的措置で対応し、経年的な劣化に対しては小修理等の継続的な維持のための取組を管理者と協議の上、必要に応じて行う。
- ・修復の手順については、文化財指定建造物に準ずるものとする。

⑤ 近代の建造物（煉瓦遺構等）

- ・煉瓦遺構は、亀裂等の破損がみられるものについては、破損状況を調査し、その結果に基づき、計

画的に復旧する。

- ・煉瓦遺構は、必要に応じて耐震のための補強を検討する。補強が必要となった際には、史跡の価値を減ることがないような工法等を十分に検討する。

⑥ 露頭掘跡、間歩（坑道）

- ・露頭掘跡は、地形の窪み等として確認できるものであり、土地と一体となった遺構として、適切な維持管理（点検・維持的措置）によって現状を維持する。
- ・樹木の繁茂によって遺構に損傷を与える恐れがあるものについては、伐採も検討する。
- ・間歩・坑道は、青木間歩が公開されており、遺構保存と安全確保の両面から、定期的な調査を実施している。危険と判断される結果となった場合は、崩落防止等の対策を実施する。
- ・非公開の間歩・坑道で坑口が開口している瓢箪間歩・台所間歩と大露頭については立入防止柵を所有者等の同意のもと、管理団体が設置している。遺構の保存と立入防止柵の修繕等は所有者等と協議の上、管理団体が必要に応じて行う。

（2）地下遺構

- ・地下遺構が存在する土地または存在する可能性のある土地については、現状変更の際には地下遺構の確認とともにその厳正な保存を図る。
- ・遺構保存等のために整備が必要な場合には、計画的な発掘調査を実施するが、その保存のための範囲は必要最小限に留める。

（3）遺構と一体となった土地

- ・基本的には維持管理を行い、現状を維持する。
- ・急斜面、谷間の平坦地、山・丘陵等様々な地形条件からなるため、点検等によって土砂の流亡や崩落等が確認された際には、原状復旧や必要な防災措置を講じる。
- ・間歩跡・露頭掘跡等の近世近代遺構を含む土地、あるいは急斜面に遺存する遺構については、落盤・落石等によるき損の可能性があるため、必要に応じて地形・地質等に関する調査を実施し、遺構の保存措置や遺構周辺を含めた防災措置を図る。また、当該地は山林に囲まれていることから、見学者等の安全確保の観点から立入禁止区域の設定など事故防止に努めるものとする。
- ・土地にある樹木や様々な工作物等については、植物の繁茂や工作物等の老朽化等によって史跡の本質的価値を損なうことがないように、適切に維持管理する。

（4）遺構以外の要素

代官所跡の植栽については、維持的措置や定期的な病害虫防除等によって適切に管理する。

（5）主たる諸要素に準ずるもの

昭和期の日本鋳業（株）に関連する工作物については、当面は現状を維持する。将来の個々の取扱いについては、整備基本計画等で現状の機能等を踏まえて取り扱いの検討を行う。

2. その他の諸要素

(1) 史跡整備関連施設

- ・文化財の公開活用に関連する施設であることから原則として現状を維持し、小規模な破損等は維持的措置として原状に復する。
- ・経年的な劣化や破損によって、本来の機能が損なわれているもの、史跡景観を阻害しているものは、修理や更新を必要に応じて行う。なお、改築および新設するときには、周辺景観に配慮したものとし、説明板等については、更新・改修の際にデザインの統一を図る。
- ・すでに環境整備が完了した遺跡については、見学者が常時訪れる場所として、特に公開区域の日常的な清掃、定期的除草、必要に応じた補修等の維持的措置の徹底を図る。

(2) 自然的要素

- ・山、斜面、岩盤等の自然地形は、史跡およびその周辺の全体景観を構成する重要な要素であり、史跡の保存や活用にも大きく影響する。これらの保存管理については、史跡の本質的価値を有する土地に準ずるものとする。
- ・鉱脈等を含む土地は、史跡の価値を補完する要素であり、地下または地表に露出するかたちで、史跡とその周辺にまで及んでいる。これらは、落盤・滑落等による史跡への影響や地すべり等による人命への危険性も想定されることから、日常の点検と景観に配慮した防災対策を進める。
- ・史跡指定地内に分布する植栽木・自生木（二次林・自然林）の大半は、史跡の本質的価値である遺構上やその周辺にあり、史跡の景観を形成する大きな要素となっている。樹木・樹林の機能や役割に応じて、定期的な剪定、下草刈り、つる切り、枝打ち、枯損木等の伐採といった維持的措置によって、史跡を構成する良好な風致景観の維持・形成に努める。二次林については、里山林としての多様な機能を発揮するために、所有者、管理者、地域住民等が協力して、定期的な伐採を含めた林相の保全、活用に向けた取組を行う。
- ・間伐等の際の作業道の設置の必要性が生じた際には、遺構の保存管理に配慮する。

(3) 社会的要素

- ・道路施設や防災施設、河川など住民生活の維持・改善や公益上必要な事業については、遺構確認と遺構保存を前提とし、史跡景観に配慮したものとする。
- ・既存の河川護岸等の防災施設の更新の際には、景観に配慮した工法等の導入を検討する。
- ・電柱・高圧線鉄塔・電波塔などは地域住民の生活に密接に関わるものであり、当面は現状を維持するが、その移設や改装にあたっては、地下遺構への影響の確認と遺構の保護を前提とし、史跡の景観保全にも配慮したものとする。
- ・トイレ等の便益的施設は、改築等の際は、周囲の景観に調和したものとするよう配慮する。また、散策者の増加による増築等に際しては、史跡の保存を最優先とするため、事前の発掘調査等を実施し、遺構が確認された場合は設置場所の変更を検討する。
- ・史跡と直接関係は無いが、歴史的建造物であって地域の歴史にとって重要な施設は、更新等に際して、現状での保存または移設を検討する。
- ・史跡とは直接関係無い施設で、指定地外で代替え可能な機能・施設は、更新等に際して、撤去あるいは移設も検討する。

第2節 現状変更の取扱方針及び取扱基準

第1項 現状変更の取扱方針

1. 現状変更とは

(1) 現状変更の取扱

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。「文化財保護法」（以下、「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更行為のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、兵庫県教育委員会がその事務を行う。

(2) 現状変更の内容

<現状を変更する行為>

本史跡において現状を変更する行為には、以下の行為が想定される。

- ア 建築物の新設、増築、改築、改修、除却および外観の変更
- イ 工作物の設置、改修、除却
- ウ 掘削、切土・盛土等による土地の形状の変更
- エ 木竹の伐採、植栽、移植
- オ 地下埋設物の設置、改修
- カ 土石類の採取
- キ 発掘調査等の各種学術調査、史跡の保存管理・整備活用に係わる行為（ア～エも含む）

<保存に影響を及ぼす行為>

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて、将来にわたり、支障をきたす行為を指す。

本史跡において想定される行為としては、地下遺構の露出による環境の変化、石材等の薬剤処理、史跡と関連する遺跡の破壊に繋がる行為、隣接地での土地の掘削等による振動行為、採鉱場付近での鉱石等のサンプル採取あるいはスラグサンプル採取、石造物等の型取り・拓本採取などが想定される。

2. 現状変更の取扱方針

史跡指定地においては、原則として、発掘調査等の史跡の価値を学術的に把握するための調査を含む、史跡の保存、活用、整備のための行為以外の現状変更等は認めない。

ただし、現在の土地利用の維持のための行為、及び防災等、公益上必要な行為については、史跡の保存に影響がないものに限り、現状変更の許可申請の対象とする。

第2項 現状変更の取扱基準

1. 現状変更を認めない行為の取扱基準

- (1) 史跡の滅失、き損または衰亡させる恐れがある行為等、史跡の保存に影響を及ぼし、史跡の本質的価値を損なう行為は、原則として、変更を認めない。
- (2) 史跡の地形および景観を破壊する行為は、災害の復旧等の目的以外は、原則として、認めない。

2. 現状変更許可の申請のうえ、許可を認める行為の取扱基準

(1) 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

史跡の保存管理上および史跡整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存に配慮しながら遺構の保護を前提として最小限に留め、兵庫県教育委員会および文化庁と十分な協議を行い、計画的に実施するものとする。

(2) 史跡の保存管理および整備活用上必要な行為

- ・ 史跡がき損・滅失したり、その恐れがあるものについて、適切な保存方針のもとに復旧等の必要な措置を行う場合。
- ・ 史跡の保存管理、整備活用上必要な、建築物・工作物の新築・増築・改築・除却等の行為で、史跡の価値に影響を及ぼさない場合。
- ・ 史跡の公開活用等、史跡の整備活用上で必要な行為を行う場合。

(3) 公益上必要な行為

- ・ 公益上必要な、電気・水道・ガス等の設備の設置・改修等において、史跡に影響を及ぼさない措置が取られる場合。
- ・ 防災上必要な施設の設置や措置で、史跡への影響を最小限にとどめ、景観や風致の配慮に努める場合。

(4) 土地利用上必要な行為

- ・ 宗教活動や日常生活の上で、建築物・工作物の新築・増築・改築・除却等、木竹の伐採・植栽・移植等において、史跡の価値に影響を及ぼさない措置が取られる場合。

(5) 保存に影響を及ぼす行為

- ・ 史跡の現状を物理的に変更する行為ではないが、史跡の保存に影響を及ぼす行為については、事前に協議の上で、判断するものとする。

3. 現状変更許可の申請を要しない行為の取扱基準

法第125条のただし書きの規定にある行為である。ただし、現状変更等許可を要するか否かは、事前に猪名川町教育委員会、兵庫県教育委員会、文化庁と協議するものとする。

(1) 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」第4条による。

・ 原状回復

史跡がき損または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の原状に復するとき。

・ き損等の拡大防止

史跡がき損している場合において、き損の拡大を防止するための応急措置をするとき。

・ 復旧不可能なき損箇所の除去

史跡の部分がき損し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去

するとき。

(2) 非常災害のために必要な応急措置

- ・地震・風水害等の非常災害に対する応急措置については、事前に協議のうえ判断するものとする。ただし、やむを得ず、事前の協議が不可能であった場合は、すみやかに猪名川町教育委員会に報告するものとする。

4. 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

(1) 維持管理行為

- ・本質的価値を構成する諸要素や史跡の保存活用施設の見廻り点検、清掃、除草等の日常の維持管理行為
- ・宗教関連施設（その他の要素）境内地や宅地内における小規模建築物、工作物の補修（掘削を伴わず、従前と同じ素材・色彩等の仕様に限る）
- ・植生に関する以下の行為（掘削を伴わないもの）：草木等植物の下草刈り、つる切り、シダ切り、枝打ち、枝下し、病害虫防除等の定期的な管理行為。危険木・枯損木の伐採。遺構の保存や展望、景観に影響を及ぼす恐れのある実生の除去、幼木の伐採。史跡範囲展望地点からの一定の視界の確保を目的とした樹木の切り戻し・透かし剪定等。
- ・詳細の行為の具体的な範囲や内容等については整備計画策定時に検討することとする。

(2) その他の行為

- ・年中行事に伴う、売場・屋台・看板・のぼり等の仮設の工作物の設置

5. 現状変更許可の申請を要する行為のうち兵庫県教育委員会が行う事務

法第125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下の軽微なものについては、法施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属する事務は兵庫県教育委員会が行う。以下のもの以外は、文化庁長官の許可が必要である。

(1) 小規模建築物の新築、増築または改築

- ・階数二以下で、かつ地階を有しない木造または鉄骨造の建造物で、建築面積120㎡以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるもの。増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積が120㎡以下。
- ・新築等に伴う土地の掘削、切土、盛土等土地の形状の変更が必要最小程度のやむを得ない規模に限る。

(2) 工作物の設置または改修

- ・改修は、設置の日から50年を経過していない工作物に限る。
- ・工作物には既設の道路に設置される電柱、道路標識、ガードレールを含む

(3) 道路の舗装もしくは修繕

- ・それぞれの土地の掘削・盛土・切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

(4) 史跡の管理に必要な施設の設置または改修

表 37-1 全地区に共通する現状変更の取扱基準

区分	項目	行為	備考
○現状変更の許可申請が必要な行為	○文化庁長官	①建築物の新築・建替・増築・除却	<ul style="list-style-type: none"> ・新築とは、現状で建築物の無い土地に新たに建築物を建築することである。 ・建替とは、既存建築物の全部または一部を取り壊し、同一場所に引き続き建築物を建築することである。 ・増築とは現在建築物の建っている敷地内で、同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や、棟別または棟続きで建築物を付加することである。 ・工作物には、農業用の資材置き場やビニールハウス（基礎を有するガラスハウス等を除く）、電気通信施設、道路安全施設、案内板、解説板、街灯が含まれる。 ・保存に影響を及ぼす行為とは、現状を物理的に変更する行為ではないが、史跡の保存に影響を及ぼす行為をいう。
		②工作物の新設・改修・除却	
		③地形改変、土木工事等	
		④木竹（果樹含む）の植栽・抜根	
		⑤史跡の発掘調査および保存整備工事	
		⑥そのほか史跡の保存に影響を及ぼす行為	
○兵庫県教育委員会に許可申請が必要な行為	○兵庫県教育委員会に許可権限が下りている内容	①小規模建築物で、2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、または改築	小規模建物とは、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築または改築にあたっては、増築または改築後の建築面積）が120平方メートル以下のもの。
		②小規模建築物の新築、増築又は改築	小規模建築物で、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上で第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの。
		③工作物（建築物を除く）の設置、若しくは改修または道路の舗装もしくは修繕	改修とは、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。また、道路の舗装、修繕はそれぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
		④史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	管理に必要な施設とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設をいう。設置又は改修に伴う土地の形状の変更は必要最小限度に限る。
		⑤電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	その他これらに類する工作物には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。設置又は改修に伴う土地の形状の変更は設置又は改修に必要な最小限度に限る。
		⑥建築物等の除却	建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。
		⑦木竹（果樹含む）の伐採	伐採とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
		⑧史跡の保存のため必要な試験材料の採取	史跡の保存を目的として史跡の現状を適切に把握するために行なわれる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取。学術研究のためなど、史跡の保存を目的としない試験材料の採取は含まれない。

表 37- 2 全地区に共通する現状変更の取扱基準

区分	項目	行為	備考
○現状変更等の許可申請が不要な行為	維持の措置	①史跡の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽の日常的な手入れ、山林内での枝葉剪定、遺構範囲外における伐採行為等の日常管理。 ・施設の保守点検、清掃、遊歩道の路面の簡易な補修等。
		②既存建築物・工作物の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の修繕、葺き替えで形状等意匠を変えないもの。 ・外壁の修繕、張り替え等の改修で形状等意匠を変えないもの。 ・内装の修繕及び改修。 ・建物等に付帯する室外機・電気温水器等諸設備の修繕及び改修で掘削を伴わないもの。 ・間仕切りの改修及び変更で、基礎の改修をとまわらないもので、かつ形状等意匠を変えないもの。 ・雨戸・窓・ドアその他戸の修繕及び改修で形状等意匠を変えないもの。 ・基礎の改修を伴わない門・塀その他工作物の修繕で形状等意匠を変えないもの。 ・その他上記に準ずる程度で、建物・工作物の維持に必要で、修繕で掘削を伴わないもの。
		③日常生活・生業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の菜園における苗の定植程度で、地下遺構に影響を及ぼさない軽度の掘削。 ・耕作地内での地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為。 ・危険木・枯損木の伐採、除草、果樹・庭木・生垣の剪定・枝払い。 ・住宅敷地内における日常生活上必要な簡易工作物（物干し台等）の設置・撤去。 ・各種行事に伴う簡易工作物の設置・撤去。 ・墓地の通常の利用。 ・山林の維持管理（剪定伐採等）やそれに伴う行為。 ・その他上記に準ずる程度の日常生活・生業上必要なもの。

表 38 遺構ごとの現状変更の取扱基準

	①建築物	②工作物	③地形	④植物	⑤地下埋設物	⑥土石類の採取
遺跡名	(新築、増築、改築、改修、除却、色彩の変更)	(設置、改修、除却、色彩の変更)	(土地の掘削、切土・盛土等土地の形状変更)	(木竹の伐採、植栽、移植)	(設置、改修)	
大坂口番所跡	原則として認めない。	史跡保護に関する看板等の設置。 電線の改修、設置など公益上やむを得ない場合は事前協議を行う。	②⑤に伴うもの以外は原則として認めない。	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為。 枯損木、危険木の除去。 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去および間引き。	電線の改修、設置など公益上やむを得ない場合は別途協議。	原則として認めない。
代官所跡	原則として認めない。	史跡保護に関する看板等の設置。 史跡の保護に伴う河川護岸は事前協議を行う。	史跡の保護に伴う河川護岸については別途協議。	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為。 枯損木、危険木の除去。 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去および間引き。	史跡の保護に伴う排水施設整備については別途協議。	原則として認めない。
製錬遺跡 (本町遺跡、本町対岸遺跡)	原則として認めない。	史跡保護に関する看板等の設置。 史跡の保護に伴う河川護岸は事前協議を行う。	原則として認めない。	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為。 枯損木、危険木の除去。 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去および間引き。 家庭菜園等。	原則として認めない。	原則として認めない。
金山彦神社	既存の小規模建築物の改築、除却以外は原則として認めない。	既存の小規模建築物(史跡を構成する建築物等を含む)の改築、除却以外は原則として認めない。 【許可不要行為】 神社祭礼に伴う看板、のぼりなどの仮設の工作物の設置(掘削を伴わないもの)。	①②に伴うもの以外は原則として認めない。	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為。 枯損木、危険木の除去。 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去および間引き。 境内での樹木剪定。	防災設備の改修等史跡の管理上、やむを得ない場合は別途協議。	原則として認めない。
採鉱場跡 (大金間歩群、大口間歩群、桜・谷間歩群、瀬戸谷間歩群、瓢箪・台所間歩群)	原則として認めない。	史跡保護に関する看板等の設置。 猪柵、わなの設置等獣害よけの設置は事前協議。 【許可不要行為】 青木間歩前のベンチの改修。	里道等山道の修復。 【許可不要行為】 青木間歩坑道内の定期点検(崩落岩石などの除去)。	【許可不要行為】 掘削を伴わない植生に関する行為：下草刈り、つる切り、枝打ち、病虫害防除等の定期的管理行為。 枯損木、危険木の除去。 遺構の保存、景観に影響を及ぼす樹木等の除去および間引き。 遊歩道での剪定等。	地下の電気設備の改修等がある場合、史跡の管理上、やむを得ない場合は別途協議。	原則として認めない。

- ・法第115条第1項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置又は改修。

(5) 建築物等の除却

- ・建築または設置の日から50年を経過していない建築物等の除却。土地の掘削、切土、盛土等除却に伴う土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模に限る。

(6) 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修

- ・「その他これらに類する工作物」には、側溝、集水ます等を含む。
- ・改修に伴う土地の掘削、切土、盛土等土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模に限る。

(7) 木竹の伐採

- ・上記【3. 現状変更許可の申請を要しない行為の取扱基準】に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

第3節 公有化の考え方

多田銀銅山遺跡は第5章第1節で挙げたように、指定地の89.65%が民有地となっている。

今後は、史跡の保存管理と整備活用を一層図る必要があり、整備等に伴い土地利用上から公有化が望ましいと判断される場合には、所有者の理解と協力のもと、公有化も必要に応じて検討する。公有化の目的は、「保存管理、整備活用のための公有化」であり、土地所有者からの申し出があれば公有化の対象とするが、全体の公有化計画の中で順次計画的に行う。

第4節 史跡の周辺環境を構成する要素の取扱について

第1項 追加指定

史跡指定地および周辺に分布する多田銀銅山銀山地区については平成18～22年度に猪名川町教育委員会によって遺跡の詳細分布調査を実施した。その後、平成23～25年度に詳細調査を実施し、銀山地区で確認された遺跡のうち代表箇所を抽出してその性格の把握につとめ、平成27年(2015)10月7日に国史跡に指定された。銀山地区周辺に分布する多田銀銅山関連遺跡については、平成27年度より猪名川町教育委員会によって順次詳細分布調査を実施している。

現在の史跡指定地は周知の埋蔵文化財包蔵地「多田銀銅山遺跡銀山地区」の中にあり、史跡の周辺には史跡内の遺構と関連する遺構や、町内をはじめとする周辺の山地にも多くの遺構が認められる。

本遺跡の史跡指定に際しての意見具申において、「今回史跡に含まれない多田銀銅山遺跡については、現在、所有者および関係機関等と調整を行っており、条件が整い次第、順次追加の意見具申をしていくものとする。」としている。

多田銀銅山遺跡の一体的な保存を図るためにも、史跡の追加指定に向けて段階的、計画的に取り組むものとする。

第2項 周辺環境の保全

史跡周辺については、多田銀銅山遺跡銀山地区内での追加指定を目指すと同項で述べた。本保存活用計画で史跡の本質的価値を構成する諸要素は、近世～近代（明治時代）の遺構を対象としている。

一方、周知の埋蔵文化財包蔵地「多田銀銅山遺跡銀山地区」には、江戸時代の管理施設（代官所、口固番所等）があるほか、近世以降の生産遺跡（採鉱場、選鉱場、製錬場）が分布している。その結果、各地で鉱脈の露頭や採鉱場周辺に広がるズリ等鉱山特有の景観を形成しており、その独特な景観はまた地域の歴史と文化を象徴するものでもある。

これらの景観が形成された背景には、史跡としての価値とは別に、歴史的に鉱山業が昭和後半まで営まれてきた結果であり、文化的景観としても保全が望まれる。一方、昭和48年（1973）の閉山後、銀山地区各地に資材置場など、景観上、悪影響を及ぼすような土地利用状況が看取される。

以上から、史跡の周辺環境については、一定の土地利用の方向性を示すなど、史跡にふさわしい環境の創出を目指す必要がある。たとえば兵庫県の「景観の形成等に関する条例」の適用や、町独自の景観計画の策定・文化的景観保存計画・重要文化的景観の選定などにより、良好な景観形成を目指すことなどが考えられる。

また、史跡指定地の範囲内において景観障害物等によって史跡の良好な景観が損なわれたり、騒音等によって史跡内での静穏な環境が著しく障害される場合は、都市計画・環境・産業振興等の関連省庁や部局と連携して、対策を検討する。